

こちらは、既に公立学校共済組合北海道支部の組合員である方のうち、**組合員種別変更を含む**手続きになります。

こちらは、既に公立学校共済組合北海道支部の組合員である方のうち、**組合員種別変更を含む**手続きになります。

①-4-3-表

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

電話 番 号

職印

7

資格確認書
交付申請書
提出中

組合員番号の変更時の注意

「資格確認書」は自動では交付されません！
必要な方は、「資格確認書交付申請書」を提出ください。

※添付書類は裏面及び「共済事務の手引き」を参照してください。

|(R6.12.2)

添付書類

ケース	必要書類
短期組合員→一般組合員への種別変更で 組合員番号は変更しない	・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費職員→辞令があれば不要 札幌市以外の市町村費職員→必須) <扶養している配偶者が20歳以上60歳未満の場合> ・国民年金第3号被保険者関係届
短期組合員→一般組合員への種別変更で 同時に組合員番号も変更となる	・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費職員→辞令があれば不要 札幌市以外の市町村費職員→必須) <交付を受けている場合> ・組合員証 ・被扶養者証 ・高齢受給者証 ※組合員証等返納台紙に貼付すること <扶養している配偶者が20歳以上60歳未満の場合> ・国民年金第3号被保険者関係届
一般組合員→短期組合員への種別変更で 組合員番号は変更しない	・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費の臨時的任用フルタイム職員となる方→辞令があれば不要 北海道費・札幌市費で臨時的任用フルタイム職員以外の任用となる方→必須 札幌市以外の市町村費職員→必須)
一般組合員→短期組合員への種別変更で 同時に組合員番号も変更となる	・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費の臨時的任用フルタイム職員となる方→辞令があれば不要 北海道費・札幌市費で臨時的任用フルタイム職員以外の任用となる方→必須 札幌市以外の市町村費職員→必須) <交付を受けている場合> ・組合員証 ・被扶養者証 ・高齢受給者証 ※組合員証等返納台紙に貼付すること

※他支部からの転入の報告は様式1-1または1-1-2、北海道支部内での種別変更を含まない異動については1-4-2をご使用ください。

※組合員番号が変更となる場合で、資格確認書の交付を受けているときは組合員証等返納台紙に貼付のうえご返却ください。(引き続き交付を要する場合は交付申請書を提出してください。)